

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

定期監査(中・後期)(29監査第179号)

指摘事項		当初措置状況 (30年度)	令和2年度の措置状況	担当課
<p>第5 意見 2 適正な調定・徴収事務の執行について(報告書9～10ページ)</p>	<p>書類監査を行う中で、調定手続きの遅滞や納付書における納期限の記載漏れ、行政財産目的外使用料の積算誤りや自動販売機の電気代請求の根拠となる金額の確認漏れによる誤請求など、調定・徴収事務の執行に誤りがあった事例が散見された。いずれもチェック体制が十分に機能していなかったことが一因である。 (中略) 地方自治法の一部改正により、首長は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが求められた。県及び指定都市以外は努力義務とされているものの、本市においても、事務執行の誤りによって住民の信頼を損なうことのないよう、内部統制システムの構築について具体的なスケジュールのもと早急に調査・研究に着手されたい。</p>	<p>内部統制制度の導入については、都道府県と指定都市は平成32年度から義務付けられ、そのほかの市町村は努力義務とされている。しかし、中核市である本市は、指定都市に次ぐ都市機能を有していることを考慮すると、研究を進めていく必要がある。 今後、国から内部統制制度に関する省令や方針策定のための考え方などの詳細が示される予定であり、こうした国の情報や他市の動向等を参考に検討していく。 (30庶第114号H30.6.4)</p>	<p>国が示す内部統制の枠組みを参考に既存の事務処理適正化対策委員会の機能を拡充し、基本方針の策定や所属別リスク管理表を作成するなど、事務処理ミス防止に向けた仕組みを導入した。</p>	<p>行政管理課</p>